

候。羽筑勢州より引退、至安土被參候由申候。未人數も不出候。爰元陣取以下丈夫候。可心易、やがて可爲歸陣候。
(天正十一年 三月十六日)

(越登賀三州志に、本文書は前田利家が近江木本より、富田治部左衛門景政に與へたる書なりとせり。今その全文を得ず。)

三月十七日。羽柴秀吉、上杉景勝の臣須田滿親に、景勝が柴田勝家の背後を襲ひて越中・能登に出陣せんことを求む。

【木村文書】 阿波 一七九〇

(一巻)
先日西雲寺下國以後無音之條企飛脚候。仍瀧川左近對信雄不相屆覺悟依在之、爲成敗去月十日勢州表秀吉令出張、瀧川居城長島近邊五町・六町へ押詰悉令放火、龜山・峯・國府三ヶ城同時ニ取巻候之處ニ、國府城令懸望候條助命、城を請取候。龜山城乘崩悉切首、相殘峯城等夫々取巻候。然處ニ至江北表柴田取出候條、勢州表ニ者信

(近江)
雄在陣候て被申付、秀吉北郡長濱城へ迄令出馬候處、柴田案ニ相違二三里引退、越北境目柳瀬近所之山ニ上陣取候條、今日十七日まづ嶽と申山を取押寄候。敵間貳里計候。此間ニ自此方拵要害候。敵陣取三十町斗在之事情段々ニ人數差遣、不取退様ニ可令調儀候。可及一戰體無之候條、可敗北事眼前候。此時付入ニ賀・越まで成共追詰可討果候。於様子者可御心安候。此節候之條、越中表被出御馬候へバ、能越可被達御存分候。兩國御動之儀者、其方可爲御勝手次第候。併此方へ之御手筈ニ卒爾御動、雖不及申候御無用候。此等之趣委細被顯書中條、尙以相心得可被申入候。旁追而可申承候。恐々謹言。

(天正十一年 三月十七日)
須田相模守殿 御宿所 羽柴筑前守 秀吉 在判

(上巻)
須田相模守殿 御宿所 羽柴筑前守 秀吉

御宿所

三月廿五日。前田利家、その留守に、近江の戦況を報す。

【座主文書】 羽咋郡 一七九一

返々そとん尾州より歸申候、二三日中に其方へ可參候。御狀披見令申候。仍爰元相替子細無之候。

一、なわ打の事は、おそくもなり候はず候間、今少はまたせ可有候。歸陣もちかくに候間、さて如此候。若在陣にて候はゞ、重而可令申候。

一、あれ地のけん地には早々可被遣候。

一、年貢方ニ金子御取候事、百俵がヘニ如何之由候。拙子罷立候時も百俵がヘニ仕候間、次第々ニかはり候はんと令存候。但世上ていニより可然様ニ可被仰付候。但又年貢の未進方などニは百俵にも其方次第候。

一、此節之様子、柳瀬椿坂之上に出仕候。過半出來仕申候。羽筑近々とおしかけ陣取候へ共不苦候。陣所丈夫ニ令覺悟可申事候。可有御心易候。いづれの道ニも近日

可爲回陣候。

(丹羽長秀)
一、惟五郎左、敦賀郡内へ被働候。武助・柴三左・金五懸合、足輕合戦にて首五六十討捕候。是又仕合能候。其儘若州に被討入候。今朝迄は一段之仕合共候。

一、我等人數如此御座候。是又致満足候。

一、於長松何事無御座候。可被御心易候。恐々謹言。
(前田) 利家 在印

(天正十一年 三月廿五日)
又 左

(この文書は宛所を缺くといへども、前田安勝に與へたるものなるべし。文中に長松とあるは何人なりやを明らかにせず。或は安勝の子播磨利好の幼名なるか。天正十三年八月十七日の條にも見ゆ。)

四月八日。羽柴秀吉、本願寺坊官下間頼廉に、加賀の一揆をして策動せしむべきことを求む。

【本願寺文書】 山城 一七九二

(勝家)
今度柴田江北境目に罷出付而、賀州被相罹一揆、可有御忠節旨被仰越候。一廉被及行、賀越令錯亂於被抽忠